

認知機能精密検査で
認知症と診断された方は

現行

認知症神戸

資料6-3

無料でご加入いただけます

賠償責任保険制度のご案内

認知症と診断された方が事故を起こし、賠償責任を負われた場合（ご家族が負われた場合も含む）に、保険金が支給されます。認知症と診断された場合はご加入いただけますので、ぜひお申し込みください。

※1 事故最高2億円（人身・財物損壊）

※事故の内容によって対象外となる場合があります

ご加入の際は、別紙の「神戸市認知症事故救済制度利用申込書」のご提出が必要です。同封の封筒（宛名、切手不要）にて、検査費用の助成の申請と合わせて、ご提出ください。

こんなときに保険が役に立ちました（支給例）

事例①

水漏れを起こし階下に
損傷を与えた



この事例では約29万円を支給

※支給金額は事故の内容によって異なります

事例②

施設の共用のトイレと洗面台
を紙やタオルでつまらせた

この事例では約4万円を支給

利用者の方からこんな声を頂きました

- ・事故を起こすことは無いだろうと思っていたが、実際に事故が起こったため、加入していて良かった。
- ・自動車保険付帯の賠償責任保険が免許返納時に解約になっていたため、神戸市の保険が助けになった。

《制度の詳細は、裏面をご確認ください》

《賠償責任保険制度の概要》

○制度内容

- ・認知症と診断された方が事故を起こし、賠償責任を負われた場合（家族も含む）に備え、神戸市が保険料を負担して賠償責任保険に加入できる制度です。
- ・保険に加入された方が交通事故等でお亡くなりになった場合等の保険を含みます。

○保険に加入できる方

- ・神戸市の認知症診断助成制度等で認知症と診断された神戸市民

○保険金の種類と金額

保険金の種類	保険金の額	備 考
対人補償・対物補償 ＜賠償責任保険＞	1 事故 最高2億円	自動車事故など対象外となる場合があります。
ご本人の死亡・後遺障害 ＜傷害死亡・後遺障害保険＞	死亡 100万円 後遺障害（程度により） 42万円～100万円	認知症の方が交通事故等（自動車事故も含む）でお亡くなりになった場合等が対象。

○保険期間

- ・神戸市が申込書を受理した日から3月末
※申込みから約1～2か月で、保険会社より、申込みを受け付けたことのご案内をお送りします。後日、神戸市で診断結果が確認できましたら、被保険者証（保険の加入証書）をお送りします。
- ・保険期間は自動更新となります（市外に転出された場合やお亡くなりになった場合などはお申し出ください。市が把握した場合は解約手続きを行います）。

○保 険 料

- ・無料（神戸市が負担します）

事故が発生したときは、事故救済制度専用コールセンター（☎0120-259315、24時間365日対応）にお電話ください。

上記の賠償責任保険制度のほか、見舞金（給付金）制度があります。

《見舞金（給付金）制度》

認知症の方が事故を起こした場合に、賠償責任の有無に関わらず、被害に遭われた市民に神戸市から見舞金（給付金）を支給する制度です（見舞金（給付金）制度については、事前登録不要）。※自動車事故など対象外となる場合があります

○主な見舞金 《死亡》最高3,000万円 《後遺障害》最高3,000万円
《入院》最高10万円 《通院》最高5万円
《財物損壊》最高10万円 ほか

無料でご加入いただけます

賠償責任保険制度のご案内

認知症と診断された方が事故を起こし、賠償責任を負われた場合（ご家族が負われた場合も含む）に、保険金が支給されます。認知症と診断された場合はご加入いただけますので、ぜひお申し込みください。

※1 事故最高2億円（人身・財物損壊）

※事故の内容によって対象外となる場合があります

ご加入の際は、別紙の「神戸市認知症事故救済制度利用申込書」のご提出が必要です。同封の封筒（宛名、切手不要）にて、検査費用の助成の申請と合わせて、ご提出ください。

< 申込手続きに関するお問合せ >

神戸市行政事務センター 事故救済制度の係 TEL：078-381-5533

こんなときに保険が役に立ちました（支給例）

事例①

水漏れを起こし階下に
大規模な損傷を与えた

この事例では約90万円を支給



事例②

施設内で別の入居者に
怪我（重症）を負わせた

この事例では約380万円を支給

※支給金額は事故の内容によって異なります

利用者の方からこんな声を頂きました

- ・事故を起こすことは無いだろうと思っていたが、実際に事故が起きたため、加入していて良かった。
- ・自動車保険付帯の賠償責任保険が免許返納時に解約になっていたため、神戸市の保険が助けになった。

《制度の詳細は、裏面をご確認ください》

《賠償責任保険制度の概要》

○制度内容

- ・ 認知症と診断された方が事故を起こし、賠償責任を負われた場合（家族も含む）に備え、神戸市が保険料を負担して賠償責任保険に加入できる制度です。
- ・ 保険に加入された方が交通事故等でお亡くなりになった場合等の保険を含みます。

○保険に加入できる方

- ・ 神戸市の認知症診断助成制度等で認知症と診断された神戸市民

○保険金の種類と金額

保険金の種類	保険金の額	備 考
対人補償・対物補償 ＜賠償責任保険＞	1 事故 最高2億円	自動車事故など対象外となる場合があります。
ご本人の死亡・後遺障害 ＜傷害死亡・後遺障害保険＞	死亡 100万円 後遺障害（程度により） 42万円～100万円	認知症の方が交通事故等（自動車事故も含む）でお亡くなりになった場合等が対象。

○保険期間

- ・ 神戸市が申込書を受理した日から3月末
※申込みから約1～2か月で、保険会社より、申込みを受け付けたことのご案内をお送りします。後日、神戸市で診断結果が確認できましたら、被保険者証（保険の加入証書）をお送りします。
- ・ 保険期間は自動更新となります（市外に転出された場合やお亡くなりになった場合などはお申し出ください。市が把握した場合は解約手続きを行います）。

○保 険 料

- ・ 無料（神戸市が負担します）

事故が発生したときは、事故救済制度専用コールセンター
（☎0120-259315、24時間365日対応）にお電話ください。

上記の賠償責任保険制度のほか、**見舞金（給付金）制度**があります。

《見舞金（給付金）制度》

認知症の方が事故を起こした場合に、賠償責任の有無に関わらず、被害に遭われた市民に神戸市から見舞金（給付金）を支給する制度です（見舞金（給付金）制度については、事前登録不要）。※自動車事故など対象外となる場合があります

- 主な見舞金 《死亡》最高3,000万円 《後遺障害》最高3,000万円
《入院》最高10万円 《通院》最高5万円
《財物損壊》最高10万円 ほか